

令和4年神審第29号

裁 決

モーターボートA遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補 佐 人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官小嶋正博出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和3年10月2日13時35分

和歌山県地ノ島南西方沖合

2 船舶の要目

船種船名	モーターボートA	遊漁船B
総トン数	6.6トン	4.99トン
登録長	8.59メートル	9.60メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	347キロワット	209キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体ほぼ中央にキャビンを配し、その上方にフライングブリッジを設け、同ブリッジ前部右舷寄りに舵輪を、その前方にGPSプロッター、レーダーが組み込まれたコンソールパネル及び右舷壁際に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、汽笛を備えた軽合金製モーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、釣りの目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和3年10月2日06時00分大阪府阪南港を発し、兵庫県洲本港東方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、07時00分前示釣り場に着いて釣りを行ったのち、和歌山県沖ノ島北方沖合から、同島西方沖合で移動しながら釣りを行い、12時00分地ノ島南西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、地ノ島南西方沖合の釣り場に到着し、13時10分地ノ島灯台から250度（真方位、以下同じ。）1.36海里の地点付近で、船首を北方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、同乗者のうち2人を左舷船尾部に、他の1人を右舷船尾部にそれぞれ配して釣りを行わせた。

a受審人は、舵輪後方の操縦席に腰掛けて漂泊を続け、13時32分地ノ島灯台から250度1.36海里の地点で、船首が000度を向いていたとき、左舷船尾5度930メートルのところにBを視認することができ、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢

で接近する状況であったが、航行中の船舶が漂流中の自船を避けるものと思ひ、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

こうして、a受審人は、警告信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂流を続け、13時35分僅か前同乗者の叫び声を聞いて、後方を見たところ、船尾方至近に迫つたBを認めたものの、どうすることもできず、13時35分地ノ島灯台から250度1.36海里の地点において、Aは、船首が000度を向いたまま、その右舷船尾部に、b丸の左舷船首部が後方から5度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の北風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であつた。

また、Bは、船体ほぼ中央に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪を、その左舷側にGPSプロッター、レーダー、魚群探知機をそれぞれ装備したFRP製遊漁船で、b受審人が1人で乗り組み、釣り客9人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾0.9メートルの喫水をもって、同日06時00分大阪府佐野漁港を発し、同府深日港に向かつた。

b受審人は、深日港内で遊漁を行つたのち、沖ノ島と地ノ島周辺で移動しながら遊漁を続け、和歌山県田倉埼西方沖合に至り、釣果が思わしくなかつたことから、沖ノ島と地ノ島の間の中ノ瀬戸に移動することとし、13時20分僅か過ぎ地ノ島灯台から207度3.30海里の地点で、針路を中ノ瀬戸に向く005度に定めて発進し、10.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によつて進行した。

b受審人は、釣り客のうち5人を船首甲板に、他の4人を船尾甲板

に配し、舵輪後方に立って操船に当たり、13時31分半正船首1,080メートルのところにエ号を初めて視認し、一見して同船が動いているように見えたことから、エ号と無難に航過できるものと考えて続航した。

b受審人は、13時32分地ノ島灯台から234度1.64海里の地点に達したとき、エ号が正船首930メートルのところとなり、同船が船首を北方に向けてほとんど移動しない様子から、漂泊していることが分かり、その後同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、エ号と無難に航過できるものと思い、同船への接近状況を継続して確かめるなど、エ号に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、エ号を避けないまま進行し、魚群探知機に映った魚群を見ていたところ、13時35分僅か前船首方至近にエ号を認めたものの、どうすることもできず、b丸は、原針路、原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、エ号は、右舷船尾部外板に圧壊等を、Bは、左舷船首部外板に亀裂等をそれぞれ生じ、後にいずれも修理された。

#### (航法の適用)

本件は、地ノ島南西方沖合において、航行中のBと漂泊中のAが衝突したもので、衝突地点付近は、瀬戸内海であるが、海上交通安全法第1条第2項の規定による同法適用除外海域に当たるので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の規定を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、地ノ島南西方沖合において、航行中のBが、動静監視不十分で、前路で漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、Aが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b受審人は、地ノ島南西方沖合において、次の釣り場の中ノ瀬戸に向けて航行中、前路にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船への接近状況を継続して確かめるなど、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、一見してAが動いているように見えたことから、同船と無難に航過できるものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かずに行進して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a受審人は、地ノ島南西方沖合において、釣りのため漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、航行中の船舶が漂泊中の自船を避けるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Bが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近することに気付かず、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年10月24日

神戸地方海難審判所

審判官 池田博美